

札幌市民オーケストラ 団則

【目的】

アマチュア演奏家が集い合奏練習を通じてクラシック音楽を演奏する喜びを分かち合い、より良い音楽を作り上げることで全体の質の向上に努め、その結果を演奏会で発表し、地域の音楽文化向上に寄与することを目的とする。

【活動内容】

練習：毎週日曜日 18:00-21:00

(場所：スタジオ G-clef (北3西26)、他 区民センター等)

演奏会：年1回の定期演奏会と数回のアトリエコンサートを主な活動とする。

【活動費】

団費： 月額 2500 円 (学生 月額 1000 円)

別途 必要に応じて演奏会費を徴収する場合がある。

滞納は1年を超えないこととする

【入団・休団/復団・退団】

(入団) 18歳以上とする。(高校生は卒業後とする。但し、保護者了承の場合はその限りではない)
入団希望者は所定の入団届を記入し提出することとする。

(休団/復団) 休団は6ヶ月以上の一定期間活動に参加しない場合とし、その間の団費は免除される。休団を希望する者は休団を開始する前までに所定の休団届を記入し提出することとする。復団する際には復団届けを提出することとする。

予定を変更し6ヶ月未満をもって復団する場合には、団費の免除は認められない。

休団後2年が経過し、復団の意志等確認できない場合は退団扱いとする場合がある。

(退団) 退団希望者は所定の退団届を記入し提出することとする。

退団時には団費の精算をしなければならない。

各届出は、本人よりパートリーダーへ提出後、インスペクター、会計係の確認をもって受理とみなすこととする。

【運営】

以下の通り役員を設ける。

【演奏委員：コンサートマスター/パートリーダー/インスペクター/楽譜係】

演奏会の曲目選定、その他演奏についての討議を行う。

【運営委員：団長/副団長/インスペクター/会計係/広報係/楽譜係/楽器係/庶務係】

団運営や活動に関する調整・管理・実行を担当する。

また、定期総会を年1回開催し、決算報告・役員選任・年間行事に関する討議を行う。

その他、必要に応じ臨時総会を行うこととする。総会は団員の過半数の出席(委任状を含む)を得て成立するものとする。

【その他】

この団則は、必要に応じ総会において改廃することができる。

令和6年6月30日施行

附則

この規約は令和6年6月30日から施行する。